

日本労働年鑑 第51集 1981年版  
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

1 概況

環境破壊・公害の深化・拡大

昭和五三年版『環境白書』は、第一章「環境の現状」の冒頭で、一九六〇年代の高度経済成長の過程で加速度的な環境汚染が進行した、しかし、「一九七〇年に入り公害対策が急速に進展し、環境汚染はその深刻な状況を脱するとともに、経済が高度成長から安定成長へと移行する中で省資源・省エネルギーも進み、環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」(昭和五五年版『環境白書』一頁)としている。しかし、白書にそってみても、(1)第二回自然環境保全基礎調査によれば、ヒグマ、ツキノワグマ、シカなどの絶滅地域が拡大し、自然破壊がすすんでいる。(2)海域の生活環境にかかわる環境基準達成率は昭和五一年以降低下しており、「都市内中小河川、都市を貫流する大河川などにおける水質汚濁状況は、依然として汚濁の程度が高く、また五三年の結果をみると、都市内中小河川のように、前年度に比べて汚濁が進行したものもあり」、海洋汚染の発生確認件数は、昭和五四年には一七三三件で、前年に比べ二九六件増大している。(3)二酸化窒素は、大都市地域においては、一九七八年に大幅に緩和した環境基準〇・〇四～〇・〇六ppmの上限値である「〇・〇六ppmを超える高濃度測定局が多くなって」おり、浮遊粒子状物質の「環境基準を達成している一般環境大気測定局の全有効測定局に対する割合は、五一年度二八・三%、五二年度二四・三%、五三年度二二・四%と低い水準」にあり、しかも年々低下している。(4)自動車騒音の環境基準適合率は五三年にわずかに一七・〇%であり、騒音規制法による要請基準を超えている地点は二二・五%にのぼっており、自動車、航空機、鉄道などによる騒音にたいする苦情は五二年に比べて五三年は増大している。環境モニターの調査では、何らかのかたちで自動車公害による被害を受けていると考えている人は八二・〇%にのぼっている。これら「都市、生活型公害」は「増大」しているのである。さらに、悪臭にたいする苦情も、ここ数年増加している。

これらの事実からすれば、白書が「環境汚染は全般に改善傾向を示すこととなった」ということは困難である。硫酸化物にみられるように、一部汚染因子の減少はみられるものの、自然破壊、自動車公害、ゴミ公害あるいは公害対策基本法では公害概念にふくまれていない放射能汚染、食品・薬品・化粧品公害などは増大しており、自動車公害に典型的にみられるように被害者も著増している。その意味では、公害は全般的には深化・拡大しているというべきであろう。

財界の対応と環境・公害行政

ここ数年、財界の環境・公害行政の見直し要求、いわゆる「まき返し」がおこなわれてきたが、一九七九年に入りそれがいっそう強化された。その最大のものが、公害健康被害補償法の見直し要求である。すなわち、七九年二月、経団連首脳は自民党三役との懇談の際、同法の見直しを要求し、六月には『公害健康被害補償制度を考える』というパンフレットを発行し、「大気汚染の影響がなくなった地域については、すみやかに指定を解除していくこと」(指定地域の解除)などを主張し、宣伝活動

を展開した。

環境庁は、財界のこれら「見直し」要求に対応し、NO<sub>2</sub>、環境基準大幅緩和(一九七八年七月)以降強まった環境・公害行政後退の傾向をいっそう強めていった。すなわち、一九七九年に入り、環境庁は、指定地域解除の方向での公害健康被害補償法見直し作業に入り、一二月には六歳以上の患者の補償打切りの方向を明らかにしたこと、財界よりの環境アセスメント法案の作成と、その四度にわたる流産などがその一端である。

### 行政後退下の公害反対運動

この間、環境保全・公害反対運動は強化・発展していった。すなわち、指定解除の方向にたいしては、全国の公害患者らはただちに署名運動や環境庁、財界との直接交渉などを重ね、一九八〇年七月時点では、それを阻止している。また、それらの運動のなかで、被害者住民、弁護士、学者・研究者およびその他の団体との連帯と協力関係も前進している。その一つのあらわれが、一九八〇年五月の第二回日本環境会議と七月の第五回環境週間・全国公害被害者総行動デー総決起集会の開催である。第二回日本環境会議には、学者・研究者のほかに多数の公害被害者らも参加し、「日本都市環境宣言」と「公害健康被害補償法についての決議」「環境アセスメントに関する決議」を採択した。

### 労働組合の公害反対闘争

労働組合の公害反対闘争としては、つぎの点が指摘できる。

第一に一九七九年一〇月制定の「琵琶湖富栄養化防止条例」の制定には、早くから合成洗剤追放運動にとりこんでいた滋賀地評などの労働組合の果たした役割が大きい。第二に、東京都環境アセスメント条例制定直接請求運動に、東京地評などの労働組合が中心的な役割を演じた。第三に、NO<sub>2</sub>環境基準緩和に反対して、日教組が全国的規模でNO<sub>2</sub>測定を実施した。第四に、六年間にわたってすすめられている全施労の黄害訴訟裁判が核心部分に入っている。第五に、自治労の自治研全国集会、日教組の教育全国集会および公害弁連の全国交流集会で、各地の労働組合の公害反対闘争が報告された。第六に、一九七九年三月のスリーマイル島原発事故以後、原発にたいする労働組合のとりにくみが強化された。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

\*\*\*\*年\*\*月\*\*日公開開始

---

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---